

土浦市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年7月11日

土浦市監査委員 市原和弘

土浦市監査委員 寺内充

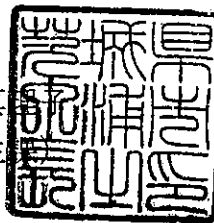




土環衛発 第287号  
令和 6年 6月 28日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿  
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真  
(担当課：環境衛生)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

<p>監査の結果 (指摘事項)</p>	<p>【自動販売機に係る財産貸付けの賃借料の納入が遅れたにもかかわらず、遅延損害金を徴していなかった。】</p> <p>行政財産の貸付けによって設置を認めている自動販売機について、契約書に遅延損害金に関する規定があるにもかかわらず、その徴収を行っていないものがあった。私債権に発生する遅延損害金は、債務者が遅滞に陥った時点で客観的に発生する債権であり、客観的に存在する債権を理由もなく放置し免除することは許されず、権利の行使又は不行使について裁量はなく、客観的に発生している遅延損害金を請求しないことは、債権放棄を議会の承認なく行っているのと実質的に同じであることから、遅延損害金を徴収されたい。</p>
<p>講じた措置の内容</p>	<p>自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき、相手方から遅延損害金を徴収した。</p> <p>《契約書抜粋》 第12条 乙は、本契約による債務の支払い遅延した場合は、甲に対して納入期限経過後30日までは、年7.3%、納入期限経過後30日を超える部分は、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。</p> <p>【遅延損害金の額】 844円 ・契約額：528,000円 (税込) ・納付期限：令和4年5月2日 ・納付日：令和4年5月10日 (納入期限経過8日) (計算式) 528,000円×7.3%/年×8日/365日÷844.8円</p> <p>【納入者】 コカ・コーラボトラーズジャパンビジネスサービス株式会社 【入金日】 令和5年4月20日</p>

